【補助事業概要の広報資料】

整理番号 26-8

補助事業名 平成26年度機械工業品輸出に対する技術的障害と標準化対策研究補助事業

補助事業者名 一般財団法人 国際貿易投資研究所

1 補助事業の概要

(1) 事業の目的

我が国機械工業の輸出・海外進出上、急速に浮上している問題が貿易の技術的障害に関する分野である。我が国企業が開発した技術を組み込んだ製品が輸出される場合、輸入国が同分野で独自の技術規格・安全基準等を定め、ラベル表示を義務づけることによって、日本からの輸出が阻害される恐れが出てきた。従来は農水産関連の分野に止まっていたが、最近ではこの動きが工業製品にまで及びかねないと危惧されている。これはかつて問題化した基準認証問題に類似した、国内技術規格と国際的な技術標準の整合、通商上の障壁へと発展しかねない。

このため、機械工業関連業界、政府関係等に対して、貿易投資の拡大に重要な役割を果たす分野における技術上、紛争になりうる課題を浮き彫りにする。殊にTPP、RCEP、日中韓など地域FTAで貿易自由化が進展するにつれて、各国の産業保護、海外市場における競争の土俵は自国本位の技術・規格・安全等の I 基準による障壁を設定する可能性があるため、我が国企業がいち早く対応できる体制を整えるとともに、政府が同分野であるべき標準化の方向性を打ち出し、日本の主導性を確保する。

TPP,RCEP,日中韓等自由貿易協定の実施を展望し、それら関税の枠組み外で発生する自由貿易阻害要因を摘出することが、実質的に自由貿易を発展させるために重要である。その重大な阻害要因の一つと目される機械工業品の検査・安全・技術等の基準について、いち早く我が国としての対策を講じ、戦略的な標準化の方向性を打ち出すための状況判断材料を広く官民に提供することを目的とする。

(2) 実施内容

機械工業品輸出に対する技術的障害と標準化対策研究(http://www.iti.or.jp)

我が国機械工業の輸出・海外進出上、急速に浮上している問題が貿易の技術的障害に関する分野である。我が国企業が開発した技術を組み込んだ製品が輸出される場合、輸入国が同分野で独自の技術規格・安全基準等を定め、ラベル表示を義務づけることによって、日本からの輸出が阻害される恐れが出てきた。従来は農水産関連の分野に止まっていたが、最近ではこの動きが工業製品にまで及びかねないと危惧されている。これはかつて問題化した基準認証問題に類似した、国内技術規格と国際的な技術標準の整合、通商上の障壁へと発展しかねない。

このため、1. 日本の基準認証と国際規格との整合事情について2. TBT協定の解釈及び適用に関する近年のパネル・上級委員会報告3. WTO調達協定と標準化4. 中国の技術標準に関する仮想事例 - TBT協定適合性の観点から - について報告書に取りまとめた。

また、「貿易障害を生じる基準認証と国際規律」セミナーを日本貿易振興会との共催により開催した。

<研究委員会>

第1回研究委員会開催 平成26年 7月 7日 第2回研究委員会開催 平成26年10月 3日 第3回研究委員会開催 平成26年11月10日 第4回研究委員会開催 平成27年 1月20日



<セミナー>

「貿易障害を生じる基準認証と国際規律」セミナー 開催 平成27年 2月17日



2 予想される事業実施効果

国際規格の多くが民間機関による規格であるための定義上の問題、国内基準が強制規格になるか否かの解釈上の問題、TBT協定の解釈上の問題など本調査テーマに関わる問題の核心を明らかにできた。一方、調査の過程でWTOの紛争事例では機械工業品に関わる事例は未だ発生していないことが判明し、同分野以外の事案の経緯・結論を検証した形になり、今後の機械工業品に関わる事案に備える結果となった。

3 補助事業に係る成果物

(1)補助事業により作成したもの

貿易障害を生じる基準認証と国際規律報告書 (http://www.iti.or.jp/report_11.pdf)





4 事業内容についての問い合わせ先

団 体 名: 一般財団法人国際貿易投資研究所 (コクサイボウエキトウシケンキュウショ)

住 所: 〒104-0045

東京都中央区築地1丁目4番5号

代表者: 理事長 畠山襄 (ハタケヤマノボル)

担当部署: 総務部 (ソウムブ)

担当者名: 審議役 寺川光士 (テラカワコウジ)

電話番号: 03-5148-2601 FAX: 03-5148-2677

E-mail : webmaster@iti.or.jp
URL : http://www.iti.or.jp